

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第二十二号 福生市心身障害者福祉施設条例の提案理由と内容について御説明申し上げます。

本条例につきましては、御案内のように社会福祉協議会にお願いし、昭和五十九年二月一日から実施してまいりましたれんげ作業所の移転新築に伴いまして、今回、心身障害者福祉施設として設置することにより、もって心身障害者の社会的自立と福祉の増進の向上を図るため、本条例を制定するものでございます。

内容について御説明申し上げます。

まず、第一条につきましては、心身障害者が養護学校等の卒業対策の一環として、常時就業の機会を容易にするためにも、常に社会的自立に必要な訓練及び指導を実施するための施設の設置をうたったものでございます。

第二条につきましては名称と位置を定めているものでございますが、従来より名称をれんげ作業所としてまいりましたが、父母会等からの希望もありまして、作業所を削り、れんげ園とさせていただきます。次に、第三条につきましては、施設で行う事業について定めているものでございまして、三号につきましては、養護学校等における心身障害者を実習生として一定期間受け入れることが考えられます。

第四条につきましては、施設の休業日の取り扱いについて定めているものでございます。

第五条につきましては、施設の利用時間について定めているものでございます。

第六条につきましては、市内に住所を有するもので、利用者の範囲を定めているものでございます。

第七条につきましては、施設を利用する場合の手続きを定めているものでございます。二項につきましては、施設利用者の対象者の制限でございまして、そこに列記してありますとおり、いずれかに該当された場合には利用できないということでございます。例えば定員につきましては規則で定めておりますが、三十名と定めております。

次に、第八条につきましては、使用料の有無について定めているもので、これは無料といたす条項でございます。

第九条につきましては、事業の運営と施設の管理事務を委託することができることについて定めているもので、具体的には社会福祉法人、福生市社会福祉協議会に委託をお願いいたします。

第十条は委任条項でございまして、この条例に必要な事項は市の規則で定めるといふ条項でございまして、附則といたしまして、この条例は平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、四月一日以降の利用者は十五名を予定しております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十五 議案第二十三号 福生都市計画事業福生加美平土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第二十三号 福生市都市計画事業福生加美

平土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

加美平土地区画整理事業につきましては、施行面積六十七ヘクタールで、昭和三十八年十月に事業認可を受け事業を開始しまして、昭和五十四年七月に換地処分を行いました。御案内のとおり、この地域は大半が農業地帯でありましたが、現在では住環境に恵まれた住宅地域として発展しております。これも各権利者並びに議員先生方の深い御理解と御協力によるものと心から御礼申し上げます。

その後、本事業施行規程を定める条例を基盤にいたしまして行ってまいりました事業並びに残事務等も終了いたしましたので、本条例を廃止したいというものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番（上野重勝君） 一点お伺いしますが、御案内のとおり、平成元年度のこの事業に関する予算が提案され、まだ決算が終了しておりませんが、その段階でこの事業を廃止していいものかどうかお伺いします。

○建設部長（小野光朗君） 確かに条例が三月三十一日で廃止されるというふうなことでございまして、まだ、実態的には会計が残っているというところでございます。ただ、条例そのものは事務的な会計の事務の問題ではございませんので、これは換地処分、あるいは区画整理の決定というふうな、そういう政策的なものとか、あるいは保留地の問題とか、そういうものを進める組織でございまして、それと会計とはちょっと性格的には違うという解釈と、それとともに既に換地あるいは精算金の事務というのは、既に換地処分の決定の段階で確定し、かつ都知事の認可を得て進めているわけでございまして、既にこれは全部終了しているというところで、この会計自体の中に動的に動いているものはないということでございます。それで静的、静かなものをもって、既に名目的に終わっているという解釈の中でこういう提案を出したわけでございまして、この点について特に違法性というものについてはないというふうに解釈しております。

ます。以上でございます。

○十七番（上野重勝君） 会計というものは、事業に関連をして設置をされているもので、事業がないところには会計はないのではないかと思います。どうでしょう。

○建設部長（小野光朗君） そういう御指摘もあると思います。実態的には確定いたしましたして六月でもよかったです。今反省はございますけれども、東京都の方でも解釈としては、名目的にこういう事実は終わっている、既に区画整理の精算金そのものの事務は既に統一して、過去に終わっているということ、移動のないもので、しかも名目的に終わっているということであれば特に違法性はないという解釈もございまして、今回提案いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○十七番（上野重勝君） 名目的に終わっていると言いましても、事実上終わるのは決算が議会で承認されたことによって終わることであって、それが終わらないうちに、形の上で終わっているからそれではないのだというのは、ちょっと私は詭弁のような気がするのですがどうでしょうか。

○建設部長（小野光朗君） 御指摘の御意見も確かにそういうふうな解せる場合もあると思えますけれども、この会計そのものは実態的に、精算金そのものは先ほど申し上げましたとおり終了しております。それで精算金、あるいは換地処分に基づく精算金につきましては、異議申し立てというのにも特にございません。そして、既にそれは事務的に、実質的に終わっているわけでございまして、その辺のところを解釈していたければ特にこれについての、この条例そのものの性格と会計との違いというものがあると思ひまして、特にこういうふうなことにについては配慮を加えなかったものでございますけれども、今後この辺につきましてはもうちょっと慎重に対応していきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○十七番（上野重勝君） 三回終わりましたから、あと委員会へ付託になるでしょうから、この程度でとどめます。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分 休憩

午前十一時四十七分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第二十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、原案のとおり可決されました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 日程第十六 議案第二十四号 福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 先ほどは、貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。今後また、参考にしてまいりたいと思います。

それでは、御指名をいただきましたので、議案第二十四号 福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

福生駅東口土地区画整理事業は、施行面積四・七ヘクタールで、昭和四十九年五月に事業認可を受け事業を開始しまして、昭和五十九年二月に換地処分を行いました。御案内のとおり、この地域は住居地と商業地が混在し、また駅前広場もありませんでした。現在では駅前広場も整備され、住居地と商業地の調和の取れた地域として発展しております。これも各権利者並びに議員先生方の深い御理解と御協力によるものと心から御礼申し上げます。

その後、本事業施行規程を定める条例を基盤にして行ってまいりました事業並びに残事務等も終了いた

しましたので、本条例を廃止したいというものでございます。

慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、原案のとおり可決されました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 日程第十七 議案第二十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第二十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第六号）につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、最終予算といたしまして一部歳入につきまして、前年度実績等を考慮いたしました見込み数値を計上いたしておりますが、総体的には歳入歳出とも事務事業の実績及び確定に基づく精算によるものが主たるものでございます。またこれに伴い、繰越明許等対象事業の確定による地方債の変更も合わせてお願いしようとするものでございます。

それでは、予算書に基づきまして内容について説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算総額にそれぞれ一億三千五百五十七万八千円を追加いたしました、歳入歳出予算総額をそれぞれ百四十七億九千五百十九万円と定めようとするものでございます。

次に第二条、繰越明許をお願いしようとするものでございますが、内容は第二表繰越明許費におきまして説明申し上げます。

次の第三条、地方債の補正でございますが、これも内容につきましては第三表の地方債補正で御説明申し上げます。

次に、二ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について御説明申し上げます。まず、第一款の市税の市民税におきまして五千万円の追加は、個人市民税の更修正申告等によります調定増でございます。

第二款の地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税で六百六十八万円の追加でございます。

第三款の利子割交付金でございますが、四千百万円の減額でございます、これは都の区市町村交付額が当初見込みの一〇％の減によるということになっている減額でございます。

第四款の自動車取得税交付金につきましては、六百九十八万円の追加でございます。

次に第八款、分担金及び負担金におきまして、負担金の三百五十二万一千円の減額でございますが、これは下の川の分担金の減でございます。

次に第九款、使用料及び手数料におきまして、使用料の二百三十九万二千円の減額でございますが、これは市営野球場使用料、テニスコート使用料、それと市営競技場使用料の実績見込みによる減額の合計額でございます。

次に第十款、国庫支出金でございますが、国庫負担金で国民健康保険基盤安定負担金が三十三万四千円を増、国庫補助金の八百二十二万二千円の減額は民生費国庫補助金で、高齢者事業団に対する補助金九十二万六千円と、生活保護臨時安定運営対策補助金六百三十万三千円の増加に対しまして、土木費国庫補助

金で防衛施設周辺道路整備事業補助金一千四十二万二千円、市営住宅新築事業補助金で十九万二千円、それと教育費国庫補助金で第五小学校増築第五期事業補助金四百八十三万八千円の減額がございまして、これらの相殺額で国庫支出金の合計額は七百八十八万八千円の減額となるものでございます。

次に、第十一款の都支出金でございますが、都負担金の十六万七千円の追加は、国庫負担金と同様に国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次の都補助金の一千五百八十一万五千円の減額は、インフルエンザ予防接種補助金百九十万五千円の減、市営住宅新築事業補助金一千三百九十一万円の減額の合計額で、いずれも事業の確定の精算によるものでございます。

都委託金で六百六十七万八千円の減額は都税徴収委託金の減でございます。

以上の相殺額が、都支出金二千二百三十二万六千円の減額となります。

次に第十二款、財産収入で一億三千八百七十四万五千円の追加でございますが、まず財産運用収入におきまして八千六百八十九万九千円の追加で、都市施設整備基金を初めとする八基金の積立金の利子収入でございます。

財産売却収入の五千八百八十四万六千円の追加は、都道拡幅によります土地売却収入三千五百八十九万八千円と、廃道敷三件の売却収入一千五百九十四万八千円の合計額でございます。

次に、第十三款の寄附金におきましては一千百万円の追加でございますが、二人の方からの御寄附でございまして、福生市熊川一四九九の三番地小川久作氏から福祉事業に一千万円、福生市本町九三番地小林

詔八氏から学校教育に百万円の寄附金でございます。

次に第十六款、諸収入で四百三十万円の追加でございますが、市預金利子三百十二万七千円は歳計現金の預金利子収入でございます。

雑入の百十七万三千円は、第二分団車庫詰所前の用地工作物移転補償料でございます。

次に、第十七款の市債の四百九十万円の減額は、対象事業の実績に基づく許可見込額の減額によるものでございます。

以上、歳入合計補正額は一億三千五百五十七万八千円で、歳入予算総額は百四十七億九千五百十九万と相なる次第でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。
四ページをお開きいただきたいと思ひます。

第二款の総務費の一億八百四十二万一千円の追加でございますが、総務管理費におきまして一億七百九十二万一千円の追加でございます。これは退職手当特別負担金準備基金の積立金利子の積み立て百九十万千円と、庁舎増築基金で積立金利子千六百十六万四千円、さらに一般財源一億円の積み立ての合計額でございます。

それと、職員人事管理費におきまして、パートタイマーの賃金の減七十八万一千円、さらに未だ調査にまで到らなかったことによります行政推進調査委託料五百十五万円の減、市史編さん事業におきまして資料編の作成のおくれによります減額四百二十七万三千円、以上の相殺額でございます。

戸籍住民基本台帳費の五十万円の追加は、窓口レジスターの購入及び手数料改定によります看板代とその作成費でございます。

第三款の民生費の一千三百一万円の追加でございますが、これは社会福祉協議会に対します補助金及び委託料でございます。内訳といたしましては、先ほどの寄附金収入一千万円を事業費補助金として追加交付いたします。さらに人件費の追加二百三十四万二千円の合計額、それと国民健康保険基金安定繰出金六十六万八千円でございます。

次に、第四款の衛生費で、保健衛生費におきまして二百八十七万千円の減額につきましては、予防接種費のワクチン代及び接種委託料でございます。

清掃費の六百十九万五千円の減額につきましては、西多摩衛生組合の負担金で、ごみ、し尿等の搬入実績の減によるものでございます。

次に、第七款の商工費の六十五万円の減額につきましては、観光協会設立準備費で六十万円の減と、商工業振興のための経営コンサルタント謝礼の五十二万円の減、さらに商工会への人件費追加補助四十七万

円、これらの相殺額でございます。

次に、第八款の土木費で四千九百七十三万九千円の減額でございますが、まず、道路橋りょう費におきまして二千二百四十七万三千円の減額で、市道改良事業、狹隘道路等の関係の用地買収費等の精算によります減一千七百十六万一千円と、防衛施設周辺道路整備事業で工事の入札差金等によります下の川改修事業の道路負担金の減五百三十一万二千円との合計額でございます。

次の、都市計画費におきましては一千四百七十八万二千円の減額でございます。熊川地区土地区画整理事業にまだ着手できませんので、委託料の減額一千四百八十三万二千円と、都市下水路組合の負担金で事務費の追加負担分五万円との相殺額でございます。

次の、住宅費の一千二百四十八万四千円の減額は、市営住宅等管理基金への積立金百二十五万五千円と、市営住宅新築事業の精算によります減額千三百七十三万九千円との相殺額でございます。

次に、第九款の消防費の八十一万三千円の追加は、第二分団車庫詰所用地の買収費でございます。次に、第十款、教育費の一千六百六十六万千円の追加でございますが、教育総務費で一千七百三十八万八千円の追加でございます。これは学校施設等整備基金からの利子の積立金でございます。

小学校費及び中学校費のそれぞれ五十万円の追加は、歳入で御説明申し上げました小林氏からの寄附金で、教育振興備品を購入いたそうとするものでございます。

学校給食費の九十七万一千円の追加は、小中学校の給食の牛乳購入価格に対する保護者負担の軽減を図るための補助金でございます。

次の社会教育費の五百五十三万三千円の減額でございますが、国際交流基金から生じました利子の積み立て二百八十六万一千円の追加と、市民会館の屋上防水及び外壁補修工事の精算によります減額八百三十九万四千円との相殺額でございます。

次の保健体育費におきまして二百十六万五千円の減額は、屋内体育施設等の光熱水費でございます。

第十一款、公債費で六十九万六千円の追加でございますが、これは市債利子償還費でございます。今年度利率の改定があるため本六公園、福栄公園につきまして二月借り入れをおこすことによります利子の

追加分でございます。

次の第十二款、諸支出金の基金費におきまして一億四千七百二十七万円の追加は、ふるさと基金の創設によります積立金一億円と、積立金の利子収入の積み立てで、都市開発基金積立金二百二十万六千円、都市施設整備基金積立金四千四百四十九万二千円、財政調整基金積立金二百五十七万二千円との合計額でございます。

なお、特定目的基金、八基金の平成元年度末見込額は八十三億八千七百九十六万二千円となります。うち、都市施設整備基金の年度末見込み額は五十三億三千四百六十一万一千円でございます。

次に、予備費でございますが、八千六百八十三万八千円の減額は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出で合計いたしますと、補正額一億三千五百五十七万八千円で、歳出予算総額は百四十七億九千五百十九万円と相なる次第でございます。

次に、七ページをお開きいただきたいと思います。

第二表の繰越明許費でございますが、市勢映画の英語版製作委託料百四十四万二千円と、福生市史資料編「近代」の印刷製本費三百八十五万円につきまして、年度内に事業が完了する見込みに至りませんので、それぞれ繰越明許をお願いしようとするものでございます。

次に、八ページをお開きいただきたいと思います。

第三表、地方債補正でございますが、これは対象事業費の変更によりまして、限度額を二億九千万円から二億八千五百二十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率及びの償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時 二分 休憩

午後一時 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八 議案第二十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号 平成元年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について御説明申し上げます。

五一ページをお開きいただきたいと思います。

まず総則におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二十二万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百五十一万一千円と定めようとするものでございます。次に、五三ページをお開き願いたいと思います。

第一表、歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。初めに歳入でございますが、療養給付費交付金におきまして八百八万九千円の増額補正をお願いするものでございます。これは歳出で補正をお願いいたしております退職被雇用者等の療養給付費、療養費及び高額療養費の補正額を増減したもので、退職者医療交付金として交付されるものでございます。

次に、繰入金におきまして六十六万八千円の増額補正でございます。これは保健基盤安定繰入金の増分でございまして、当初見込みより保険税の軽減世帯等がふえたことによるものでございます。

次に、諸収入でございますが、預金利子九十六万七千円を、雑入五十万円の増額をお願いしようとするものでございます。雑入の五十万円の増額でございますが、これは平成二年度から実施が予定されております保険者事務の共同電算事務処理事業に伴います共同電算システム変換助成金で、東京都の国民健康保険連合会からの助成金でございます。

以上が歳入でございます。一千二十二万四千円を増額いたしまして、歳入合計二十一億九千二百五十一万一千円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、総務管理費におきまして六十六万円の増額補正でございます。これは先ほど御説明申し上げました、共同電算処理事業に伴います共同電算システムの変換委託料を補正させていただくとするものでございます。

次に、保険給付費、療養諸費におきまして一千三百二十五万五千円の増額でございます。これは退職被保険者等の療養給付費の件数増等によります一千四百七十三万二千円の増額、及び療養費の百四十七万七千円の減額補正でございます。

次に、高額療養費の五百十六万六千円の減額補正は退職被保険者等の高額療養費で、支払い件数等の減が見込まれるため、減額補正をお願いしようとするものでございます。

予備費におきまして百四十七万五千円を増額し、今回の歳出は千二十二万四千円を増額いたしまして、歳出合計二十一億九千二百五十一万一千円とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い

願ひ申し上げます、説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十九 議案第二十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第二十七号 平成元年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、事業の執行に伴う精算的なものが主なものでございます。また、債務負担行為の変更と事業の実績に基づきまして、地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、七一ページをお開きいただきたいと存じます。

総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十万四千円を減額

し、歳入歳出予算の総額を二十五億三千九百三十万四千円と定めようとするものでございます。内訳は、第一表歳入歳出予算補正のちほど御説明申し上げます。

第二条では、債務負担行為について、第二表債務負担行為補正によることを定めようとするものでございます。

第三条では、地方債につきまして事業の精算、見込みが得られたこと等によりまして増減変更をお願いしようとするものでございます。

次に、七二ページをお開きください。

第一表、歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

歳入でございますが、分担金及び負担金で四百十六万二千円の減額補正は、下水道事業受益者負担金におきまして、農地等で徴収猶予されていた土地が猶予理由が消滅したことにより百十五万円の追加と、下水道費負担金といたしまして五百三十一万二千円の減額で、これは下の川改修工事の実績に基づき精査の結果一般会計からの道路分の負担金が減額となるものでございます。

次に、使用料及び手数料の一千九十四万三千円の追加補正は下水道使用料で、使用水量が当初見込みより約十九万六千立方メートル増量になることに伴うものでございます。

次に、国庫支出金で三百二十六万九千円の減額補正は事業の実績に基づき、補助対象事業費の減に伴い下水道管渠埋設費補助金七十八万円の減額補正は下水道管渠埋設費補助金二百四十八万九千円の減額分でございます。

次に、都支出金の百六十三万八千円の減額補正は下水道管渠埋設費補助金で、これは補助対象事業費の減に伴うものでございます。

次に、諸収入におきまして六十二万二千円の追加補正で、内訳といたしましては預金利子で歳計現金、預金利子百十二万二千円を増額し、預託金の未済分五十万円を減額し、これらを相殺したものでございます。

次に、市債の三百十万円の減額補正は、公共下水道事業債で歳出関連事業の実績及び見込みが得られたことによりまして一千百万円の減額と、流域下水道事業債で建設負担金の確定に基づきまして七百九十万

円を増額し、これらを相殺した減額分でございます。

以上、歳入合計二十五億三千九百三十万四千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費で二千七百四万円の追加補正で、内容といたしましては水洗便所改造補助金で、水洗化改造者のうち、助成金対象が当初見込みより減になったことにより二十八万円の減額、水洗便所改造資金融資預託金で融資額の関係から預託金を五十万円減額、水洗便所改造資金融資利子補給金及び損失補償金で融資額の減に伴い二十五万五千円減額、樋管及び下の川土砂除去等委託料で実績減に伴い百十九万四千円の減額、また、多摩川上流流域下水道維持管理負担金で汚水の処理水量、及び不明水等の増によりまして二千九百二十六万九千円を増額し、これらを相殺したものでございます。

次に、事業費で二千三百六十九万九千円の減額補正でございますが、内容といたしましては、管渠費では設計委託料で三百六十万円の減額、工事請負費で五百五十万円の減額は管渠布設路線のうち、布設延長が一部減になったこと、及び契約差金等によるものでございます。

地下埋設物等移転補償料で三百万円の減額でございます。

下の川改修事業費では土地借上料で三十二万一千円の減額ですが、これは一部用地が無償で借りられたことによるものでございます。

工事請負費で四百五十七万七千円の減額は、実績に基づくもので、入札差金でございます。

また、防衛施設周辺道路整備事業、下の川分負担金三百五十二万一千円の減額は、JRへの委託金額の確定に伴い減額となったものでございます。

流域下水道費では、多摩川上流流域下水道建設事業負担金で、三百六十一万円の減額は処理場の設備の増設事業に伴う負担金の確定によるものでございます。

次に、予備費でございますが、四百三万五千円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十五億三千九百三十万四千円と相なるものでございます。

次に、七四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為の補正でございますが、防衛施設周辺道路整備事業下の川分負担金が二カ年間に

わたることから、期間及び限度額を四千八百四十一万円と定めましたが、限度額を四千八百六十六万七千円と変更しようとするものでございます。

第三表、地方債の補正でございますが、これは対象事業費の変更により、公共下水道事業債限度額五億二千八百十万円を五億一千七百十万円に、流域下水道事業債八千七百八十万円を九千五百七十万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

なお、起債利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十七号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十 議案第二十八号 平成二年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第二十八号 平成二年度福生市一般会計予算の

概要につきまして、説明申し上げます。

本予算につきましては、国や東京都の予算編成方針に市といたしましての検討を加えながら編成したものでございます。国の平成二年度の予算及び財政投融资計画は、人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、社会、経済状況の変化に対する対応力の回復を課題といたしまして、財政改革を初め、財政の対応力を一日も早く回復すること、さらに、新税制が国民の理解を十分に得て、定着するためにも引き続き行財政改革を推進する必要があるという考え方の基に予算編成が行われております。

ちなみに、国の一般会計全体の伸び率は九・七％と相なっております。また、自治省から発表されました国の地方財政計画の規模は約六十七兆一千七百億円で、前年比約七％の伸びとなっております。引き続き財政の簡素、効率化と経費の節減、合理化を推進して限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本として策定をされております。

このような状況から、当市にとって特に関係の深い自治省所管の基地交付金につきましては、前年度と同額、また、防衛施設庁の補助金につきましては障害防止、騒音防止、道路改修、あるいは民生安定助成事業等につきましては一・七％の伸びと相なっております。

一方、東京都予算につきましては若干触れさせていただきますと、都は引き続きマイタウン東京の着実な実現を図るため、マイタウン東京89、東京都総合実施計画を最大限具体化することを目標として編成されております。一般会計の伸び率は七・三％増となっております。そのうち多摩島しょ市町村関係の事業予算は一六・六％の増でございます。市町村に対します財政保管のための振興交付金では一一・一％の増、同じく調整交付金では六・一％の増となっております。

このような背景を踏まえまして、当市の予算につきましては、平成二年度は、御案内のとおり市制二十周年に当たりまして、その記念すべき年に第二期の総合計画がスタートをいたすわけでございます。

新しい総合計画におきましては、基本構想におきまして本市の都市像を「輝く街福生」と定めております。この都市像を目指しましてまちづくりを推進するため、年次計画に基づきまして施策の充実、拡大を考慮いたしまして財源の効率的運用を図り、財政基盤の安定確立を図ることを基本といたしまして、編成

を行つたところでございます。

今回御提案申し上げました本予算規模は、総額にいたしまして百五十二億五千二百十萬円でございまして、前年度と比較いたしますとその伸び率は七・一％と相なっております。市民一人当たり換算いたしますと二十六万二千八百七十二円と相なります。また、消費税に關しましてでございますが、歳入歳出ともに相応額を見込ませていただいております。

それでは、お手元の当初予算資料に基づきまして、ごく大要でございしますが説明を申し上げますのであります。

恐れ入りますが、二ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、市税収入見込み額におきまして六十七億七千二百七十三萬三千円で、前年度との比較におきましては五・一％の増でございます。予算に占めます割合としましては四四・四％となっております。

それから、地方議与税の二億八千五十萬円でございますが、昨年比三八・六％の増となっております。主として消費税導入に当たつての元年度から創設されました消費議与税の増分ということでございます。次に、利子割交付金で三億四千四百四十萬円でございますが、前年比八・二％、金額にいたしまして三千六十萬円の減に相なっております。これは東京都の区市町村交付分の試算に基づきまして計上させていたでございました。

次に、自動車取得税交付金は二億三千三百十萬円で、前年比一三・八％の増に相なっております。これは国の地方財政計画に基づきまして計上させていただきました。

次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、これは全国交付見込み額を基準といたしまして、前年の交付実績等を考慮して十一億九千五百四十五萬八千円を計上させていただきます。

次に、地方交付税につきましては、前年度の実績を考慮いたしまして、普通交付税におきまして六億二千萬円、特別交付税で三億円、合わせまして九億二千萬円を計上いたしました。基準財政収入額が増とな

りました結果、対前年比二三・一％、金額にいたしまして二億七千六百萬円の大幅な減額に相なっております。

国のふるさと創生関連の施策でございますが、引き続き当年度市町村分の地域づくり推進事業に要する経費につきましては、基準財政需用額に算入されることになっておりますが、前年度のように、これは一律定額方式ではなく、団体の規模等に応じまして算入額を決定する方向で現在検討されているということでございます。予測されます額は最低で五千萬円、最高で一億五千万円ぐらいの範囲だというふうに聞き及んでおります。

交通安全対策特別交付金につきましては八百七十八萬円で、前年比四四・四％の減に相なっております。これも国の地方財政計画に基づきまして計上させていただきました。

分担金及び負担金でございますが、二億五千七百四十一萬千円を前年度の実績を考慮いたしまして計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、一億七千七百五十萬四千円で前年比六・五％の増になっております。これは、このたび改訂をいただきました証明手数料、それから新築をされました市営住宅使用料の増分でございます。消費税の転嫁については見送らせていただいております。

国庫支出金においては十九億一千九百七十八萬四千円の計上でございまして、前年比一・六％の増に相なっております。これは、民生費関係の国庫負担金及び投資的経費に対する補助金が主なものでございまして、そのうち防衛施設庁関係の補助金だけ申し上げますと、九条の調整交付金が二億円、それから民生安定事業等の経常的補助金を含めまして六億三千四百三十三萬六千円と相なっております。

次に、都支出金は十五億八千三百九十八萬八千円でございまして、前年比六・三％の増になっております。この増分は、ふるさとふれあい振興事業で市町村活性化事業交付金、あるいはひとり親家庭医療費助成事業等の増によるものでございます。

次に、財産収入でございますが、八億六千六百四十九萬八千円の計上で、前年比二五・三％の大幅な増になっております。これは庁舎用地取得のための代替地土地売り払い収入及び特定目的基金から生じま